

産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第34号

産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例

産業技術短期大学校条例（平成8年岩手県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 第7条第1項又は第13条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波又は平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学検定料、入学料又は寄宿舎料を免除することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 第7条第1項又は第13条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、<u>平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号</u>により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学検定料、入学料又は寄宿舎料を免除することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の産業技術短期大学校条例の規定は、令和元年10月12日以後に納付された入学検定料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用する。
- 令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者が納付した入学検定料又は寄宿舎料で、この条例による改正後の産業技術短期大学校条例附則第3項の規定に基づき免除されたものに係る産業技術短期大学校条例第15条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「前条」とあるのは「前条又は附則第3項」と、「授業料」とあるのは「授業料又は入学検定料若しくは寄宿舎料」とする。